

## 野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的とし、耐震性の低い木造住宅の耐震改修を行うために必要となる概算費用を算出する事業（以下「補強案作成事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次のアからオまでに掲げる要件の全てに該当する住宅をいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工され、完成していること。

イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されていること。

ウ 階数が2階以下で、かつ、延べ面積が300平方メートル以下であること。

エ 木造軸組工法によるものであること。

オ 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないこと。

(2) 耐震診断員 滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震診断員養成講習会を修了し、滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿に登録された者をいう。

(3) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に基づき国土交通大臣に認められた方法である、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づいて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。

(4) 上部構造評点 耐震診断による上部構造耐力の評点をいう。

(5) 補強案 上部構造評点を0.7以上に引き上げるための住宅補強計画の案をいう。

### (事業内容)

第3条 市長は、この告示に基づく補強案作成事業の実施を希望する者に対し、耐震診断員を無料で派遣し、補強案及び概算費用内訳書（様式第1号）を予算の範囲内において作成するものとする。

### (対象住宅)

第4条 補強案作成事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、旧基準木造住宅であり、かつ、上部構造評点が0.7未満のものとする。

### (対象者)

第5条 補強案作成事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する個人又は市内に事業所等を有する団体（国、地方公共団体の他

の公的機関を除く。)であって、対象住宅を有する者

(2) この告示に基づく補強案作成事業を過去に受けていない者

(3) 対象住宅の耐震診断の結果報告書を保持している者。ただし、野洲市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱(平成16年野洲市告示第231号。以下「派遣要綱」という。)による耐震診断を補強案作成事業と同時に申し込む場合は、この限りでない。

(申込み及び耐震診断員の派遣の決定)

第6条 第3条の規定による補強案作成事業を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施申込書(様式第2号。以下「実施申込書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断の結果報告書の写し。ただし、派遣要綱による耐震診断を補強案作成事業と同時に申し込む場合は、この限りでない。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、実施申込書の提出があったときは、その内容を審査し、耐震診断員の派遣の可否を決定し、野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施決定(不決定)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実施申込書の変更等)

第7条 申請者のうち耐震診断員の派遣の決定を受けた者(以下「派遣決定者」という。)が実施申込書の内容の変更又は補強案作成事業の中止を希望するときは、野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施申込変更・中止申出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(結果通知)

第8条 市長は、耐震診断員の派遣の結果について、野洲市木造住宅耐震補強案作成事業結果報告書(様式第5号)に補強案及び概算費用内訳書を添付して、派遣決定者に通知するものとする。

(診断決定の取消し)

第9条 派遣決定者が虚偽の申請その他不正な手段により耐震診断員の派遣の決定を受けたときは、市長はその決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により耐震診断員の派遣の決定を取り消したときは、野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施派遣決定取消通知書(様式第6号)により派遣決定者に通知するものとする。

(派遣費用の請求)

第10条 市長は、前条第1項の規定により耐震診断員の派遣の決定を取り消した場合において、補強案作成事業を既に実施しているときは、派遣決定者に対し、期限を定め、補強案作成事業に係る費用を請求することができる。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

概算費用内訳書

申請者	様
住所	
地域地区	
構造、階数、規模	造、 階建、 平方メートル

1 耐震性能（上部構造評点）の現状と改修計画

	1階X方向	1階Y方向	2階X方向	2階Y方向
改修前				
改修後				

2 概算費用内訳書

項目	仕様、 名称、 寸法等	数量、 箇所数	単位 (メートル、 平方メー トル、立法メー トル等)	単価 (円)	計 (円)	備考
壁補強	内壁					
	外壁					
屋根改修	軽量化工事					
基礎補強	布基礎補強					
	玉石補強					
耐震改修工事に伴う内装改修						
耐震改修工事に伴う外壁改修						
その他	梁、金物補強等					
共通費	共通仮設費・現場管理費・ 一般管理費	実際の工事では共通費がかかりますが、この内 訳書では記載していません。				
消費税						
合計						

3 補強案の作成に際し、配慮した事項

診断員番号

作成者氏名



年 月 日

野洲市長 様

申請者 住所

（事業所等の所在地）

氏名

㊟

（団体名及び代表者名）

電話番号

野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施申込書

私の所有する住宅について、野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施要綱の規定により耐震診断員の派遣を受けたいので、資料を添えて下記のとおり申し込みます。

なお、申込書の審査に当たり、野洲市が私及び私の所有する下記の住宅について、同要綱第2条及び第5条に規定する要件を満たすものであることを確認するために、住民基本台帳、建築確認申請等により照合することに同意します。

また、概算費用内訳書は、補強計画の案であり、耐震補強工事においては実施設計及び詳細な内訳書等が必要になることを理解して申し込みます。

記

住宅の所在地	野洲市		
住宅の種類	専用住宅・（ ）併用住宅・共同住宅・長屋住宅		
建築年次	年 月	階数・延床面積	階建て m <sup>2</sup>
併用住宅の住宅以外の面積	m <sup>2</sup>		
住宅所有者			
居住者又は所有者承諾 （賃貸・共同・長屋住宅 の場合）	居住世帯数（ ）	承諾（有・無） 所有者承諾（有・無）	
耐震診断実施年度	年度	上部構造評点	
添付資料	野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施要綱 第6条第1項に定める書類		
希望する補強計画案	上部 構造評点	・1.0以上（一応倒壊しない。） ・0.7以上1.0未満（倒壊する可能性がある。）	

注1 選択明記する箇所は、○で囲むこと。

第 号  
年 月 日

様

野洲市長



野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施決定（不決定）通知書

年 月 日付けであなた様から提出のありました下記の住宅に関する野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施申込書を審査した結果、下記のとおり決定（不決定）としましたので、野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 野洲市
- 2 住宅の種類
- 3 決定・不決定の別 決定 ・ 不決定  
(不決定の場合の理由)

年 月 日

野洲市長 様

申請者 住所

（事業所等の所在地）

氏名

㊦

（団体名及び代表者名）

電話番号

野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施申込変更・中止届出書

年 月 日付け 第 号の野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施決定通知書にて派遣決定された補強案作成事業について、下記の事項を（変更・中止）したいので、野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施要綱第7条の規定により申し出ます。

記

住宅の所在地	野洲市
住宅の種類	専用住宅 ・ （ ）併用住宅 ・ 共同住宅 ・ 長屋住宅
建築年次	年 月
変更事項 (取下げの事由)	

注 選択明記する箇所は、○で囲むこと。

第 号  
年 月 日

様

野洲市長



野洲市木造住宅耐震補強案作成事業結果報告書

年 月 日付けで申請のありました野洲市木造住宅耐震補強案作成事業について野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施要綱第8条の規定により別添補強案及び概算費用内訳書を添付し通知します。

記

- 1 住宅の所在地 野洲市
- 2 住宅の種類 別添実施申込書（写）記載のとおり
- 3 添付書類 補強案及び概算費用内訳書
- 4 留意事項 本補強案及び概算費用内訳書は、補強計画の一例であるとお考えください。内訳書の数量、単価等については工事の条件や使用材料等により違いが生じます。

なお、実際の補強工事においては現場の再調査を含め、改めて実施設計が必要になり、それに基づき工事費用が変わりますので、ご理解をお願いします。

また、改修後の上部構造評点が1.0未満の耐震改修工事では、十分な耐震性が確保されるものではありません。最終的に地震に対する十分な耐震化が図れるよう長期的な耐震計画を基に工事を行われるようお勧めします。

様式第6号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

野洲市長



野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施決定取消通知書

年 月 日付け 第 号にて通知しました下記の住宅に関する補強案作成事業に係る耐震診断員の派遣決定を取り消しましたので、野洲市木造住宅耐震補強案作成事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 野洲市
- 2 住宅の種類
- 3 取り消した理由